

介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と 対象職種の拡大を求める意見書

近年の少子高齢化の進展により、介護が必要な高齢者が増加する一方で、各介護の現場では介護人材の確保に大変苦慮している状況である。また、コロナ禍での介護サービスの継続も含め、介護職員のエッセンシャルワーカーとしての役割がますます重要となっており、その処遇の改善が求められている。

今般、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、「賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提」として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置が決定され、令和4年10月以降については臨時の報酬改定を行い、所要の措置が講じられることになっている。

この介護職員の処遇改善に当たっては、今回の臨時の報酬改定とともに、原則3年ごとに行う公的価格の改定も含め、制度の簡素化や介護報酬の運用について事業所ごとの柔軟な対応が必要になると考える。

よって、国におかれては、地域の介護サービスを持続可能なものとするため、下記の事項について特段の配慮を行うよう強く求める。

記

- 1 臨時の報酬改定（令和4年10月以降）において新設される「新たな加算」については、現行の2つの加算（介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算）の統合を含めた一本化を検討するなど、事務手続の簡素化に最大限努めること。
- 2 介護職員等特定処遇改善加算の配分方法に関し、その対象者については、事務職員等も含めて、法人や事業所が実情に応じて、より柔軟な判断を行い、加算金の弾力的な運用が可能となるよう所要の措置を講じること。
- 3 原則3年ごとに行う公的価格の見直しにおいて、現行の加算（介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算）との整合性を踏まえた上で、介護報酬申請の手続の簡素化を図るとともに、人材確保に向けて介護事業者の裁量権が拡大するための制度となるよう検討すること。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月25日

岐 阜 市 議 会

国会及び関係行政庁宛